経営事項審査の改正（平成３０年４月１日施行）について

主な改正は３点、次のとおりです。

1　その他の審査項目(社会性等)の評点(W点)の下限(ボトム)の撤廃

2　防災活動の貢献の状況の加点幅の拡大

3　建設機械の保有状況の加点の見直し

1　その他の審査項目(社会性等)の評点(W点)の下限(ボトム)の撤廃

その他の審査項目（社会性等）の評点（W点）の算出方法について、従前までは「当該W点が０に満たない場合は０とみなす」とされているところを、平成３０年４月１日以降の申請については、「**当該W点が０点に満たない場合は、これを０点とみなさず（ボトムを撤廃し）、マイナス値であっても合計値のまま計算する**」に変更されます。

本改正により、Ｗ点の最低点は－１，９５５点（改正前は０点）となり、総合評定値（Ｐ点）の最低値は－１８点（改正前は２８１点）となります。

2　防災活動の貢献の状況の加点幅の拡大

平成３０年４月１日以降の申請の申請について、防災活動の貢献状況による評価点数が２０点（改正前は１５点）に拡大しました。

3　建設機械の保有状況の加点の見直し

①　建設機械の保有状況における評価方法の変更

平成３０年４月１日以降の申請について、これまで１台につき評価点数１点加点であったのが、以下のとおり見直されました。

台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
点数	5	6	7	8	9	10	11	12	12	13	13	14	14	15	15

②　建設機械の保有状況における評価対象機械の追加

平成３０年４月１日以降の申請について、営業用の大型ダンプ車のうち、「主として建設業の用途にするもの」についても評価対象とします。

「主として建設業の用途にするもの」かの確認方法については、従前より評価対象としている大型ダンプ車同様に、自動車検査証をもって確認します（次項参照）。

(参考)建設機械の保有状況について

イ　建設機械とは、建設機械抵当法施行令（昭和２９年政令第２９４号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和４２年法律第１０３号）第２条第２項に規定する大型自動車（以下おいて単に「大型自動車」という。）のうち、同法第３条第１項第２号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項又は同条第３項の規定による表示番号の指定を受けているもの、大型自動車のうち、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和４２年運輸省令第８６号）第５条第１項に規定する表示番号指定申請書（記載事項に変更があった場合においては、同条第２項に規定する申請事項変更届出書）に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、かつ、同法第３条第２項の規定による表示番号の指定を受けているもの（以下「大型ダンプ車」という。）並びに労働安全衛生法施行令（昭和４７年政令第３１８号）第１２条第１項第４号に規定するつり上げ荷重が３トン以上の移動式クレーンをいうものとする。

ロ　建設機械の保有状況は、審査基準日において、建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から１年７か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結しており、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダーについては労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第４５条第２項に規定する特定自主検査、大型ダンプ車については道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第５８条第１項に規定する国土交通大臣の行う検査、移動式クレーンについては労働安全衛生法第３８条第１項に規定する製造時等検査又は同法第４１条第２項に規定する性能検査が行われている場合に、その合計台数に応じて加点して審査するものとする。

建設業の許可を受け、かつ、営業用
大型ダンプ車両をお持ちの事業者の皆様へ

平成２９年１２月２６日付けで経営事項審査における審査項目が改正され、建設業の許可を受けている事業者が保有する「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」による届出を行っている営業用の大型自動車のうち、主として建設業の用途に使用する車両が、平成３０年４月１日から経営事項審査の評価対象とされることになりましたが、対象車両については、車検証備考欄の表示番号の後に（建）と記載されていることが必要となります。（※車体には表示番号のみを表示し、「（建）」を表示する必要はありません。）

車検証への記載が必要な事業者の皆様におかれましては、各運輸支局等（自動車検査登録事務所、神戸運輸監理部兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）に申請・届出が必要になります。

ご不明な点等については各運輸支局等にお問合せ下さい。

なお、手続き別の必要書類及び取扱いは、以下のとおりです。

○新たに表示番号の申請を行う場合

必要書類･･･表示番号指定申請用紙（甲）及び（乙）（（乙）は車両毎））、建設業許可証の写し

取扱い･･･表示番号はマル営表記、営業用ダンプ車の車検証備考欄に（建）表記。

○現に使用している営業用ダンプ車に「（建）」を追記する場合

必要書類･･･申請事項変更届出書（甲）及び（乙）（（乙）は車両毎）、車検証、建設業許可証の写し

取扱い･･･表示番号の変更は行わず、当該ダンプ車の車検証備考欄に手書きで（建）表記、及び運輸支局等名小印を押印。（次の継続検査で、手書きから印字になります。）

○営業用ダンプ車を建設業用に使用しなくなった（営業用ダンプ車の「（建）」を消す）場合

必要書類･･･表示番号指定申請用紙（甲）及び（乙）（（乙）は車両毎））

取扱い･･･表示番号はマル営表記、営業用ダンプ車の車検証備考欄の（建）を二重線で消去し、運輸支局等名小印を押印。（次の継続検査で、（建）が車検証に印字されなくなります。）

※お問い合わせ先

【制度に関すること】
国土交通省自動車局貨物課
トラック事業適正化対策室
TEL：03-5253-8111（内線：41334）

【申請・届出に関すること】
和歌山運輸支局輸送・監査部門
TEL：073－422－2138

番 号 00001 A

平成 27年 7月 1日

東京運輸支局長

自 動 車 検 査 証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
品川 300 さ 1234	平成 27年 7月 1日	平成 27年 7月	普通	乗用	自家用	箱型 [001]

車名	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
コクド [999]	4人	-kg	1850kg	2070kg

車台番号	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
JPD10-1234567	489cm	181cm	153cm	1090kg	-kg	-kg	760kg

型式	原動機の型式	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号
ZBA-JPD10	4JM	56.00kW	圧縮水素	17960	0002

所有者の氏名又は名称	国土交通省
所有者の住所	東京都千 [99999]
使用者の氏名又は名称	***
使用者の住所	***
使用の本拠の位置	***
有効期間の満了する日	平成 30年 6月 30日

備 考

[品川]，新規登録
自動車重量税 免税
[27年度税制] 平成27年 … 新規登録 免税措置済み
次回継続検査時の免税対象
燃料電池車
平成10年騒音規制車
以下余白

東京 営○○○○

東京 営○○○○（建） 小印

手書き＋小印

裏面もご覧下さい。